

風力メンテナンス実践研修・理解啓発事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下「発注者」という。）が「風力メンテナンス実践研修・理解啓発事業業務委託」（以下「本業務」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名称

風力メンテナンス実践研修・理解啓発事業業務委託

2 事業目的

県では、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021」（令和3年12月策定）において、2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギー（以下「再エネ」と言う。）で生み出すという目標を設定するとともに、「再生可能エネルギーの導入推進」、「再生可能エネルギー関連産業集積」、「持続可能なエネルギー社会の構築」、「水素社会の実現」の4つの柱に基づく取組を進めている。

特に、風力発電事業は「阿武隈プロジェクト」として多くの風車の建設が進みつつあり、今後県内において風力メンテナンスの需要が高まるものと見込まれている。

本業務では、風力メンテナンスマーケットの拡大を見据え、県内企業の新規参入、または工業高校・大学生等の就職に向けた理解啓発を促進することで人材の育成・確保につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約日から令和5年2月28日（火）まで

4 委託業務内容

（1）風力メンテナンス実践研修・理解啓発の立案・実施

県内の風力メンテナンス訓練施設を活用し、風力メンテナンス分野への県内企業の新規参入または県内学生（主に高校生や大学生など、求職者も含む）の就職に向け、実体験を通じた理解啓発の促進策を立案し、実施すること。

なお、企画案は以下の項目を参考にすること。

ア 風力メンテナンス業界への参入に向けた意識啓発

- ・風力発電業界の現状と将来展望について
- ・風力発電業界を新規参入先や就職先として選択する上での魅力について
- ・風力発電業界が求めている技術・サービス・製品・人材について

イ 風力メンテナンスに関わる上での必要な知識の習得

- ・風力発電の仕組み、メンテナンスの必要性について

- ・風力メンテナンス業務の全般について
- ・風力メンテナンスに関わる上での安全対策について
- ・風力発電に係る法律・規格について
- ・風力発電の事故事例について

ウ 開催時期

令和5年1月から令和5年2月までの間に開催すること。

エ 研修人数

20名以上とする。

5 業務体制

受注者は以下の内容を踏まえた体制で本業務に臨むこと。

ア 本業務に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。

また、本業務の趣旨・内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。

イ スケジュール管理を徹底するため、発注者との打ち合わせを密に実施すること。

6 経費負担

本業務の実施に係る一切の経費は、本業務委託料で対応すること（施設利用料を含む）。

7 提出書類

受注者は、次の書類を発注者の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 委託業務完了届
- (4) 収支決算書

8 成果品

受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに成果品として実績報告書（任意様式）の印刷物1部（A4版）及び電子媒体一式を発注者に提出しなければならない。

なお、実績報告書には次の内容を盛り込むこと。

- (1) 実践研修・理解啓発事業の運営に関する内容
- (2) 実践研修・理解啓発事業の開催当日写真
- (3) 県HPに掲載可能なコンテンツデータ
- (4) その他発注者が必要と認めるもの

9 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受注者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受注者は、本契約の全部又は一部を予め県の承認を得ることなく第三者に委託してはならない。

イ 再委託を承諾された場合であっても、受注者が負担する義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとする。

10 受注者の責務

(1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受注者が責任を持って対応すること。

(2) 本事業を通して知り得た個人情報については、他に漏洩してはならない。

(3) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

(4) 上記(2)及び(3)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。

(5) 委託業者に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

11 その他

仕様に定めのない事項、疑義が生じたときは、発注者・受注者協議の上、決定するものとする